

平塚市地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

(平成 29 年度～平成 38 年度)



平塚市

目 次

	(頁)
1 実行計画事務事業編の策定の背景と趣旨 -----	1
(1) 地球温暖化とは -----	1
(2) 国等の動向 -----	1
(3) 市による取組 -----	1
2 実行計画事務事業編の基本的事項 -----	2
(1) 実行計画事務事業編の目的 -----	2
(2) 実行計画事務事業編の計画期間・基準年度 -----	2
(3) 対象とする事務・事業 -----	2
(4) 対象とする温室効果ガス -----	2
3 事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況 -----	3
(1) 二酸化炭素の排出状況 -----	3
4 温室効果ガスの排出量に関する目標 -----	4
(1) 削減目標の考え方 -----	4
(2) 参考：市域からの温室効果ガスの削減目標 -----	5
(3) 市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標 -----	6
5 目標達成に向けた取組項目 -----	7
(1) 全庁における削減目標に対する取組 -----	7
(2) 取組項目の内容 -----	7
6 実行計画事務事業編の推進 -----	13
(1) 推進体制等 -----	13
(2) 進行管理 -----	14

1 実行計画事務事業編の策定の背景と趣旨

(1) 地球温暖化とは

近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変動により、自然災害の発生をはじめ、食料、健康などへの様々な影響が生じることが懸念され、私たちの日常生活や事業活動にも影響が及ぶことが懸念されています。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐためにも、今、温暖化防止に向けた行動を実践していくことが求められています。

(2) 国等の動向

平成27（2015）年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議（COP21）において、平成32（2020）年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2度未満に保ち、1.5℃に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28（2016）年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標〔平成42（2030）年度において平成25（2013）年度比26.0%削減〕の達成に向けた取組、②長期的な目標〔平成62（2050）年80%削減をめざす〕を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

(3) 市による取組

本市は、平成15（2003）年4月から平成20（2008）年3月までの5年間を計画期間として平塚市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、地球温暖化対策に取り組んできました。その後、平成20（2008）年4月から平成24（2012）年3月までの4年間を計画期間として改訂した実行計画に沿って、市の事務・事業に伴って排出される温室効果ガスの排出の抑制に取り組みました。

さらに、平成24（2012）年4月から平成28（2016）年3月までは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、平塚市全域を対象とした実行計画の「区域施策編」（以下「実行計画区域施策編」という。）について取り組むとともに、引き続き、実行計画の「事務事業編」（以下「実行計画事務事業編」という。）として市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出抑制を進めてきました。

なお、平成29（2017）年4月より、「平塚市環境基本計画（平成29年度～平成38年度）」（以下「環境基本計画」という。）の計画期間を迎えるにあたり、実行計画区域施策編を環境基本計画に包含することとし、平塚市全域の地球温暖化対策について規定しています。

市の事務・事業における地球温暖化対策については、本実行計画を新たな実行計画事務事業編とし、より一層の温室効果ガスの排出抑制に取り組みます。

2 実行計画事務事業編の基本的事項

(1) 実行計画事務事業編の目的

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項に基づき、本市の事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための計画を策定し、実施することにより、地球温暖化対策に率先して取り組むとともに市民や事業者の自主的な取組を促進させ、実行計画区域施策編で定める温室効果ガスの削減目標達成に資することを目的とします。

(2) 実行計画事務事業編の計画期間・基準年度

本実行計画の期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までの10年間とし、基準年度は平成25（2013）年度とします。

(3) 対象とする事務・事業

本実行計画における対象は市の事務・事業であり、その範囲は地方自治法に定められた行政事務の全てを対象とします。

ただし、対象施設の中で指定管理者等により運営されている施設については、平塚市環境マネジメントシステム（「ひらつかエコモード」という。）に基づき、エネルギー消費量を把握するとともに、受託者等に対して排出抑制に必要な措置を講じるよう要請することとします。

また、施設の新増設についても計画の対象とします。

(4) 対象とする温室効果ガス

本市における温室効果ガスの排出状況は、二酸化炭素が約99%を占めており、二酸化炭素以外の6物質については、排出量が極めて少ないことから、排出量の把握及び削減目標の対象外とします。

【地球温暖化対策の推進に関する法律における温室効果ガス】

二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、
ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、
六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）

3 事務事業に伴う温室効果ガスの排出状況

(1) 二酸化炭素の排出状況

本市のこれまでの実行計画事務事業編では、基準年とした平成18（2006）年度の総排出量40,517 t-CO₂に対して平成32（2020）年度までに25%削減することを目標としており、平成27（2015）年度の総排出量は46,779t-CO₂で、基準年度比15.5%の増加となっています。計画の最終年度である平成32（2020）年度までに削減目標を達成するための平成27（2015）年度の総排出量の目標目安は約33,938 t-CO₂であるため、現状では目標の目安を達成していません。

ただし、この結果は、平成23（2011）年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けて、電力の二酸化炭素排出係数が上昇している影響を受けています。

※二酸化炭素排出量は、これまでの地球温暖化対策実行計画における算出方法で算定。

4 温室効果ガスの排出量に関する目標

(1) 削減目標の考え方

環境基本計画に則り、市域の温室効果ガス排出量を削減していくためには、本市の事務・事業についても、率先して省エネルギーの取組などによる対策（緩和策）を推進する必要があります。

本市の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減にあたっては、いずれの事務・事業も市民生活に直結していることから、それぞれの特性に応じて、効果的に推進していくことが必要です。

このため、本実行計画における温室効果ガスの排出量に関する削減目標は、エネルギー起源の排出量を減少させることや一般廃棄物の焼却に伴う排出量のさらなる削減をめざします。

なお、取組内容については、ひらつかエコモードにおいて全課共通で設定する省エネルギー活動に係る目標や各課等が個別に取り組む環境活動などを基に、温室効果ガス削減のための措置を講じます。

(2) 参考：市域からの温室効果ガスの削減目標

環境基本計画（実行計画区域施策編）では、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定しています。本市の事務・事業についても、市域の温室効果ガス排出量の削減目標に寄与することが求められます。

●平塚市環境基本計画における温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	平成 38（2026）年度までに平成 25（2013）年度比 18.5%削減
部門別削減目標	平成 38（2026）年度までに部門別排出量を削減 [平成 25（2013）年度比] 産業部門：産業部門の排出量を 5.0%削減 民生業務部門：民生業務部門の排出量を 30.4%削減 民生家庭部門：民生家庭部門の排出量を 30.1%削減 運輸部門：運輸部門の排出量を 21.1%削減 廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を 5.1%削減

- ※ 本市では、環境基本計画の計画期間中の削減目標達成を目指すことで、将来的に国の長期的な目標である「平成 62（2050）年度までに 80%削減」の達成に寄与するよう、取組を推進します。なお、国の地球温暖化対策計画において、長期的な目標の基準年度は設定されていません。
- ※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し [平成 27（2015）年 7 月、資源エネルギー庁] による平成 42（2030）年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数（0.37kg-CO₂）の確実な達成を前提としています。
- ※ 本市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、平成 42（2030）年度までの削減率ですので、本市では、平成 38（2026）年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進行や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。
- ※ 本市における目標値の設定にあたっては、平成 42（2030）年度までの将来予測と排出削減可能量の試算を行いました。将来予測は、今後の追加的な対策を見込まないまま推移したケース [現状趨勢排出量 (BAU)] とします。排出削減可能量は、国の地球温暖化対策計画を基に、実施が可能又は要請される削減量を積み上げました。

(3) 市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標

本市の事務・事業については、市域の温室効果ガス排出量の削減目標に寄与するよう、目標を設定します。

市の事務・事業における二酸化炭素排出の削減目標

平成 38 (2026) 年度までに

平成 25 (2013) 年度比で 18.9%削減します

	平成 25 (2013) 年度	平成 38 (2026) 年度	
	基準値 (実績)	目標値	削減目標
CO ₂ 排出量 (t-CO ₂)	43,290	35,090	18.9%
部門別			
業務部門 (市役所での エネルギー使用に伴うCO ₂)	23,676	16,478	30.4%
廃棄物部門	19,613	18,612	5.1%

市役所の事務事業は、基本的に、民生業務部門に該当します。そのため、市役所で使う電気や燃料などのエネルギーについては、実行計画区域施策編の民生業務部門の目標に沿って平成 38(2026)年度に平成 25(2013)年度比 30.4%削減することを目標とします。また、一般廃棄物の焼却については、市の事務事業であるため、実行計画区域施策編の廃棄物部門の目標に合わせ、平成 38(2026)年度に平成 25(2013)年度比 5.1%削減することを目標とします。

この結果、平成 38(2026)年度の二酸化炭素排出量の目標値は 35,090t-CO₂ となり、平成 25(2013)年度比の削減率としては、18.9%となります。

※市役所で使うエネルギーは、電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、液化石油ガス (LPG)、都市ガス (13A)、圧縮天然ガス (CNG) を算定対象にしています。

※数値の四捨五入により、部門別の数値の合計と CO₂ 排出量 (総量) は一致しない箇所があります。

5 目標達成に向けた取組項目

(1) 全庁における削減目標に対する取組

市の事務事業における二酸化炭素排出の削減目標を達成するためには、様々な取組を推進する必要があります。

このため、平成 21（2009）年 4 月から運用を開始した「ひらつかエコモード」の取組によって排出量の削減に努めるとともに、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」や「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の計画に基づき、公共施設における設備機器の適切な更新を図ることで省エネルギーの効果を高め、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。

(2) 取組項目の内容

温室効果ガスの削減に繋がる取組は様々な施策が考えられますが、「重点的な取組項目」とその他の「事務所等における取組項目」について、それぞれ推進を図ることとします。

なお、電気や燃料の削減につながる取組は、「業務部門（市役所でのエネルギー使用）による二酸化炭素排出量の削減」、廃棄物の削減につながる取組は、「廃棄物部門による二酸化炭素排出量の削減」に寄与します。

① 重点的な取組項目

施設や設備機器の更新、新設の場合、省エネ型の建造物や設備機種を積極的に導入し、省エネルギー効果を高めることで、温室効果ガスの排出量の削減に努めます。また、特に省エネルギー効果が期待できる取組については、計画的な更新を推進します。

<照明に関する重点的な取組>

■ 照明を省エネ型の機器に更新します。

オフィス等で使用する照明を LED 照明に更新するよう努め、省エネルギー化を図り、温室効果ガスの排出量の削減に取り組みます。また、公共施設の新設にあたっては、LED 照明の導入を進めます。

■ 防犯街路灯に LED 照明を使用します。

防犯街路灯は、平成 28（2016）年度までに全灯を LED 照明としています。今後の新設の防犯街路灯については、LED 照明を導入します。

■ 道路照明灯に LED 照明を使用します。

道路照明灯は、LED 照明への切り替えを進めていきます。また、今後の新設の道路照明灯については、LED 照明を導入します。

＜OA機器や空調設備等に関する重点的な取組＞

- 機器を省エネ型の機器に更新します。

オフィス部門で用いるパソコンやプリンター、コピー機、空調機器や給湯機器などについては、機器の更新の際などに省エネ型の製品への更新を進めます。

＜庁用自動車に関する重点的な取組＞

- 低燃費車・低公害車・クリーンエネルギー自動車等を導入します。

庁用自動車の購入・更新にあたっては、原則として「九都県市指定低公害車」に基づく指定低公害車を選定し、低燃費車や低公害車、クリーンエネルギー自動車（電気自動車等）の導入を推進します。

＜環境に配慮した契約に関する重点的な取組＞

- 電力の契約において温室効果ガス排出削減に配慮します。

庁舎等の施設で使用する電気の供給を受ける契約にあたっては、温室効果ガス等による環境負荷についても適切に考慮した上で、契約を締結することを推進します。

＜ごみ処理に関する重点的な取組＞

- ごみ処理に伴う二酸化炭素排出量を削減します。

ごみの排出量の削減やごみの適切な分別の推進により、二酸化炭素の排出を抑制します。また、環境事業センターは、廃棄物発電機能を有しており、今後も二酸化炭素排出量の削減に寄与するよう、適正に管理します。

＜再生可能エネルギーに関する重点的な取組＞

- 再生可能エネルギーを導入します。

公共施設へ太陽光発電システム等の再生可能エネルギー設備を導入します。また、設置した太陽光発電システム等を環境教育の活かした教材として利用します。

② 事務所等における取組項目

事務所等における取組については、「ひらつかエコモード」の運用に基づき、公共施設の管理運営における環境負荷を最小限に抑えるよう努力します。

<資源・エネルギーの有効利用に関する取組>

◆ 物品・サービスの購入に関する配慮

- 製品については、長期使用を心がけ、修繕・再利用を推進します。また、在庫管理を徹底し、遊休物品については、庁内 LAN 掲示板等を利用し、再使用物品として他課に提供するとともに、新たな物品を購入する際には、他課からの借り入れを考えた上で、必要最小限度の購入に留めます。
- 物品やサービスの購入・調達にあたっては、各種の環境ラベリング制度(エコマーク・グリーンマーク等)を参考にし、「平塚市グリーン購入調達方針」に定める判断基準に適合するものを調達します。

◆ 用紙の使用に関する配慮

- 庁内 LAN、文書管理システム、電子メール、ホームページ等を活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 会議の際には、パワーポイント等を活用するとともに、資料の簡素化、両面印刷・集約印刷機能等を用い、用紙類の使用量を削減します。
- 訪問先の地図、資料の試し刷りなど、資料としての必要期間が短いものについては、不要紙の裏面を活用するようにします。
- 報告書や計画書等の刊行物は、ホームページや記録媒体による情報提供を推進し、過去の頒布実績や印刷回数の適正化により、作成部数を削減し、在庫管理を徹底します。

◆ 水の使用に関する配慮

- 水道はこまめに蛇口を開閉し、日常的に節水します。
- 散水用水等は可能な限り、雨水や再利用水を使用します。
- 節水こまや、シャワーヘッドの取り付けなど、水圧調整機器等の利用などを行い、節水を推進します。

◆ 照明の使用に関する配慮

- 始業前や残業時、昼休みなど、業務に支障のない範囲で照明を消灯します。
- トイレ、給湯室、更衣室、会議室など、断続的に使用する箇所の照明は、使用後は消灯します。
- 各職場の最終退出者は、パソコン・コピー機・照明等の電源が切れていることを確認します。

◆ 電気機器等の使用に関する配慮

- パソコンやコピー機など、昼休みや会議時などで長時間席を離れる場合は、省電力モードへの切り替え、又は電源を切ります。

- 待機電力削減のため、長期間使用しない電気機器（テレビ、ビデオなど）の電源はコンセントを抜きます。
- 近隣階への移動はエレベーターの使用を控え、できるだけ階段を利用します。

◆ 冷暖房・空調機器の使用についての配慮

- 冷暖房の設定温度は、夏季 28 度・冬季 20 度を目安にし、クールビズやウォームビズを取り入れ、適切な温度管理をします。
- 夏季はブラインドやカーテンなどにより日射を遮り、冬季は自然採光を取り入れ、窓や出入り口の開放を制限するなど、空調機器の効果を効率よく得られるよう職場環境を整えます。

<庁用自動車に関する取組>

◆ 自動車利用における配慮

- 空気圧の調整など、庁用自動車の定期的な整備・点検を行うとともに、運転にあたっては暖機運転を抑制し、不要なアイドリングを禁止します。また、急発進・急加速を抑制し、不要な荷物の積載をやめるなど、エコドライブを徹底します。
- 庁用自動車の走行ルートの合理化、相乗りなど、庁用自動車を効率的に利用します。

◆ 自動車利用の抑制

- 公共交通機関が利用可能な距離・時間帯の場合は、それらの手段を優先的に用います。また、近隣（半径 2 km 以内）への庁用自動車の利用は、特別の理由がない限り控え、自転車を利用します。
- ノーカーデーを設け、庁用自動車の利用を抑制します。

<公共施設の整備及び管理運営に関する取組>

◆ 建築物等についての配慮

- 公共施設の整備にあたっては、長期間使用できるような維持補修にも考慮した計画及び設計にし、屋上緑化・壁面緑化及び周辺緑化に努め、環境に配慮した整備を推進します。

◆ 電気設備・エネルギー供給設備等についての配慮

- 再生可能エネルギーや、その他の未利用エネルギーを利用した設備の導入検討を推進します。
- コージェネレーションなど、省エネ型設備の導入を推進します。
- 必要な場所に必要なだけの照明・空調を行うための区域化（ゾーニング）を進めます。

◆ 水利用・排水設備等についての配慮

- 雨水の有効利用や排水の再利用など、節水型設備の導入を推進します。
- 透水性舗装や浸透ますの設置などにより雨水の地下浸透を図り、適正な水循環の保全を進めます。

◆ 工事の施工段階での配慮

- 工事の施工にあたっては、運搬車両の走行や建設機械の使用に伴う排ガス・騒音・振動などの周辺住民への環境影響に配慮し、低排出ガス・低騒音・低振動などの環境に配慮した建設機械を採用します。
- 施工段階での建設副産物の発生抑制と再生資材の利用を推進します。
- 熱帯林の保護に配慮し、熱帯材型枠の使用を抑制します。
- 建設発生土の少ない設計をし、流用土の採用、改良土の採用、工事間流用を推進します。

<廃棄物の削減についての取組>

◆ 事務用品・備品の利用についての配慮

- 製品については、長期使用を心がけ、修繕・再利用を推進します。また、在庫管理を徹底し、遊休物品については、庁内 LAN 掲示板等を利用し、再使用物品として他課に提供します。製品の購入にあたっては、過包装の商品を避けるなど、廃棄物を削減します。

◆ 廃棄物の減量・資源化

- 古紙類や空き缶類・ビン・ペットボトル・容器包装プラスチック（プラクル）などの分別収集・リサイクルを徹底します。
- 庁舎等の施設利用者にごみの発生抑制・分別を呼びかけます。
- 樹木の剪定枝等を発電の燃料や堆肥の原料として有効活用します。
- 調理施設では、調理くずや廃食用油等を適正に処理し、可能な限り生ごみの再生利用を行います。
- 名刺サイズ以上の不要紙は、使用済み用紙袋で回収し、リサイクルします。
- コピー機やプリンターのトナーカートリッジなど、リサイクルの仕組みが確立している製品は、廃棄せずに業者に回収を依頼し、リサイクルします。

＜委託業務等に関する環境配慮の取組＞

- 委託業者等に業務を委託する場合、委託業務仕様書や文書等で環境への配慮を要請するなど、環境に対する市の方針を伝え、環境配慮の取組について協力を要請します。
- 委託業者等に業務を委託する場合、業務に使用しているエネルギーや用紙の使用量等を必要な範囲で把握し、エネルギーや用紙の使用に無駄があるようであれば、改善を指示します。
- 委託等によるチラシ、ポスター等の作成にあたっては部数を厳密に積算し、必要数のみを印刷します。
- 自動車の使用を伴う委託業務や、施設の管理を行う委託業務においては、エコドライブや設備機器の省エネ運転の徹底を要請します。

＜イベント開催時の環境配慮の取組＞

- ポスターやチラシ、ホームページなどの広報媒体で、環境負荷の少ない交通手段による来場を周知し、駐車場内ではアイドリングストップの周知をします。
- チラシ、ポスター等の作成にあたっては部数を厳密に積算し、余った印刷物等は再利用又は資源化します。
- 主催者・出展者・来場者へごみの持ち帰りを呼びかけるとともに、発生したごみについての処理方法・分別方法を明示し、極力ごみの発生を少なくします。
- イベントで発生するごみを減量するため、リユース食器を導入するなど、ごみが出ない・出さないイベントの企画・運営に取り組みます。
- 室内でイベントを開催する場合は、空調機の温度等を適正に管理するとともに、照明等の過剰使用を抑制します。
- 屋外でイベントを開催する場合は、地域・時間帯によって騒音の規制基準が異なるため、騒音計等で適切に音量を管理し、周辺住民への環境影響に配慮します。
- 本市が開催するイベントについては、環境に配慮していることを、市民等に周知するため、環境配慮ロゴマークの掲示を推進します。

＜業務の改善に伴う環境工夫の取組＞

- 事務効率の向上や業務の見直しに努め、定時退庁を推進します。
- 電子申告システムの推進により、申請・手続き用紙の使用量を削減します。
- 申請書の説明や記入例、レイアウトを分かりやすく、かつ見やすいものに変更し、申請書の書き損じを削減し、スムーズな事務処理を推進します。
- 駐車場や窓口の混雑状況を予測したカレンダーをウェブサイトに掲載するなど、窓口対応業務等の平準化を図ります。また、来庁者の公共交通機関の利用を促進します。
- 提案公募により事業者の選定を行う際には、環境配慮にかかわる観点を設定するなど、事業者の環境配慮の取組を推進します。
- 課等での取組項目・目標を、職員一人ひとりの行動に落とし込むため、研修等を通じた意識啓発をします。
- 庁舎等の電気・ガス・水道等の使用量等の「見える化」を図ります。

6 実行計画事務事業編の推進

(1) 推進体制等

実行計画事務事業編は、ひらつかエコモードによる取組を推進します。

① 環境経営組織

市長を最高責任者とする環境経営組織で、市の事務・事業全体に対する方針や全課共通の目標を設定します。

② 環境活動組織

実行計画事務事業編は、ひらつかエコモードの適用範囲と同様に、学校等の組織も含めて全庁的に推進します。また、同システムの運用を適用し、各部・各課・各施設での適切な単位で、電気・都市ガス・自動車燃料等のエネルギー使用量の把握、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の把握、取組内容の設定、その他実施状況を確認し、取組の推進を図ります。

課ごとに取組項目の設定や目標の管理をします。

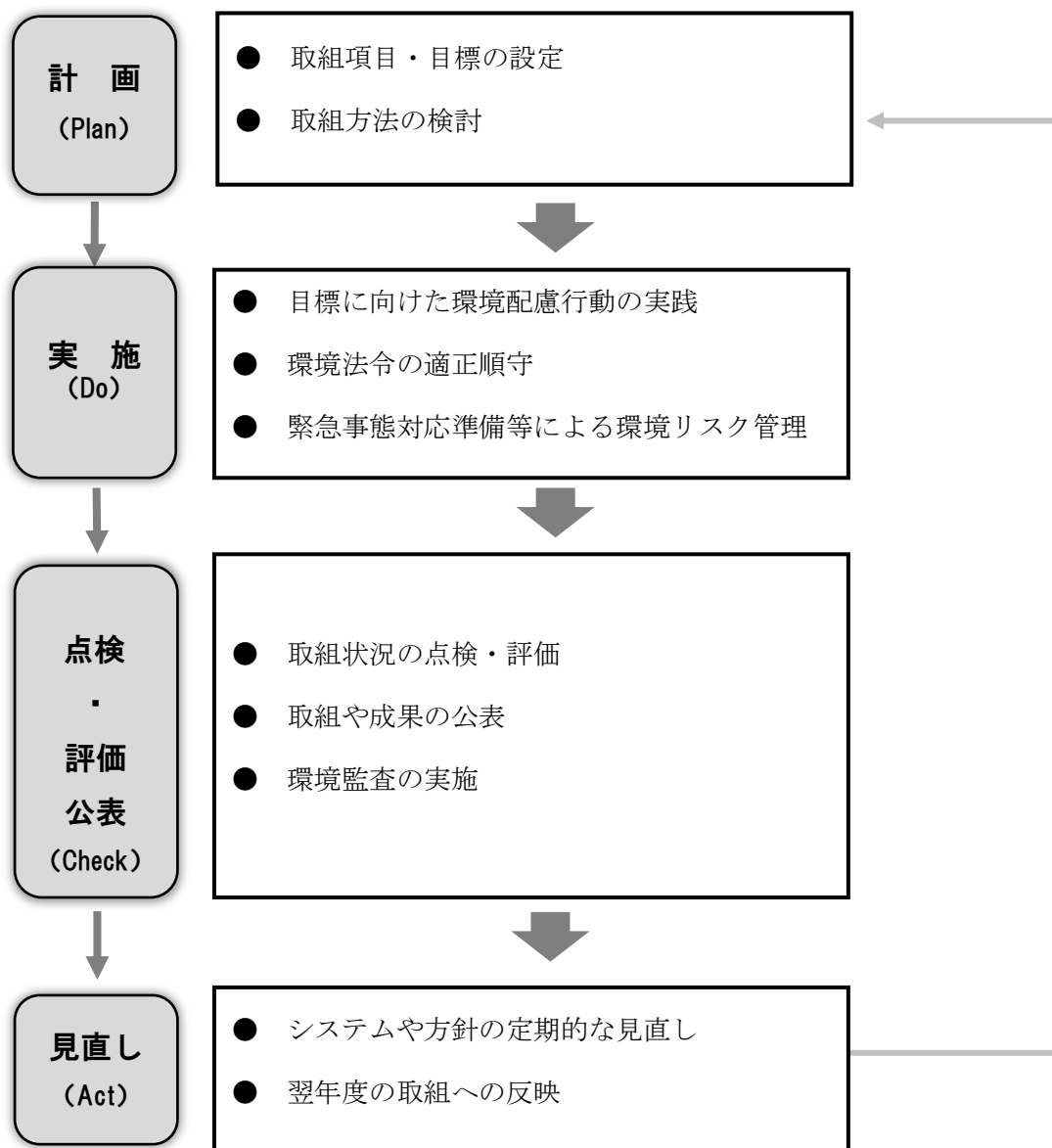
③ 環境監査組織

各課、各施設に対し、監査を実施し、適切な環境配慮活動がなされるよう、指導します。

(2) 進行管理

実行計画事務事業編の進行管理は、ひらつかエコモードによるP D C A (Plan, Do, Check, Act) の流れに沿って行います。また、国等の方針、本市の環境基本計画をはじめ、地球温暖化対策やエネルギー政策に関する方針の転換などを踏まえ、必要に応じて見直しを図ります。

■ 進行管理の流れ



■ 点検の仕組み

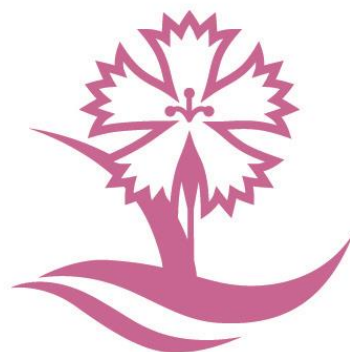
1 点検・検討	各課による自己点検と温室効果ガス排出量の推計 環境配慮の取組の進捗について、各課が自己点検し、問題点を抽出します。また、環境政策課が温室効果ガス排出量を推計します。
2 環境監査	環境監査の実施 環境監査組織において、監査を実施します。監査は、各課、各施設に対して実施し、適切な環境配慮活動（省エネルギー、省資源、環境法令の順守等）がなされるよう、指導します。
3 報告	報告書の作成 温室効果ガスの排出状況や監査の結果などを報告書にまとめて公表します。
4 改善に向けて	改善に向けた取組 温室効果ガスの排出状況や監査の結果などを踏まえ、環境経営組織による市の事務・事業全体に対する方針や、全課共通の目標の見直しにいかすとともに、各課でもそれぞれの取組内容や目標の見直しを行います。



市民の鳥「しらさぎ」



市民の木「くすのき」



市民の花「なでしこ」

平塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
（平成 29 年度～平成 38 年度）

平成 29 年 3 月策定
平塚市環境部環境政策課

〒254-8686 平塚市浅間町 9 番 1 号
電話：0463-23-1111（代表） 内線 2266, 2658
メール：kankyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp